

申告会場・受付期間

市県民税の申告

☎ 税務課 ☎24・8030

●市役所税務課

2月17日(月)～3月16日(月)9時～15時30分(土・日曜日、祝日を除く)

※正面玄関右側の「申告用総合受付」で受け付け後、税務課の「申告会場」へご案内します。

●小松サン・アビリティーズ

2月27日(木)、28日(金)※2日間のみ

午前の部 9時～11時30分

午後の部 13時30分～15時30分

所得税の確定申告

☎ 小松税務署 ☎22・1171(代表)

●小松税務署(小松日の出合同庁舎3階)

2月17日(月)～3月16日(月)9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)

確定申告のうち、下記に該当する人は必ず税務署で申告してください。

- 土地や建物を売った人
- 株の売買・先物取引・仮想通貨の申告をする人
- 営業・農業・不動産所得がある人
- 一時・配当・退職所得がある人
- 住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける人
- 災害などで雑損控除を受ける人
- 亡くなった人の確定申告をする人
- 過年分の申告をする人(平成30年分以前の申告)

【市役所で受け付けできる確定申告(簡易なものに限られます)】

収入が、給与もしくは公的年金のみの人(2カ所以上の給与、医療費・社会保険料・扶養などの控除、年末調整をしていないもの)※ただし、内容により税務署へ案内する場合があります。

申告に必要な主なもの

- 認印(スタンプ式のものは使用できません)
- マイナンバーカード(または、通知カード+運転免許証などの身分証明)※郵送で提出する場合は写しを同封してください。マイナンバーカードの取得については11ページをご覧ください。
- 収入(所得)が分かる資料
給与や年金の源泉徴収票、営業・農業・不動産の収支内訳書、報酬の支払調書など
- 所得控除対象額が分かる資料
国民年金保険料控除証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、健康保険税(料)の領収書、医療費控除の明細書、寄附金の受領書、そのほか(障害者手帳など)
- 還付される税金がある人は、申告者名義の振込先口座が分かるもの(通帳など)

税理士(北陸税理士会小松支部)による無料申告相談

対象者は小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者などです。

とき 2月22日(土)10時～12時、13時～16時

ところ アル・プラザ小松1階レバリーホール

公的年金を受給している人へ

「年金収入が400万円以下なので所得税の確定申告は必要ない」と言われた人も、年金の源泉徴収票をもう一度確認してください。記載されている控除(扶養、障害、年金から引かれている社会保険料など)のほか、控除できるものではありませんか。

例えば、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを納付書や口座振替により自分で支払った人は、その金額を社会保険料控除として申告することで、来年度の市県民税の負担が軽くなる場合があります。

※昨年中に支払った保険税(料)については、1月下旬に市から世帯主宛てに送付するはがきをご覧ください。

※源泉徴収票を紛失した場合や年金内容の確認については、それぞれの年金支払者へお問い合わせください。

2/17
月から

市県民税の申告・所得税の確定申告を受け付けます

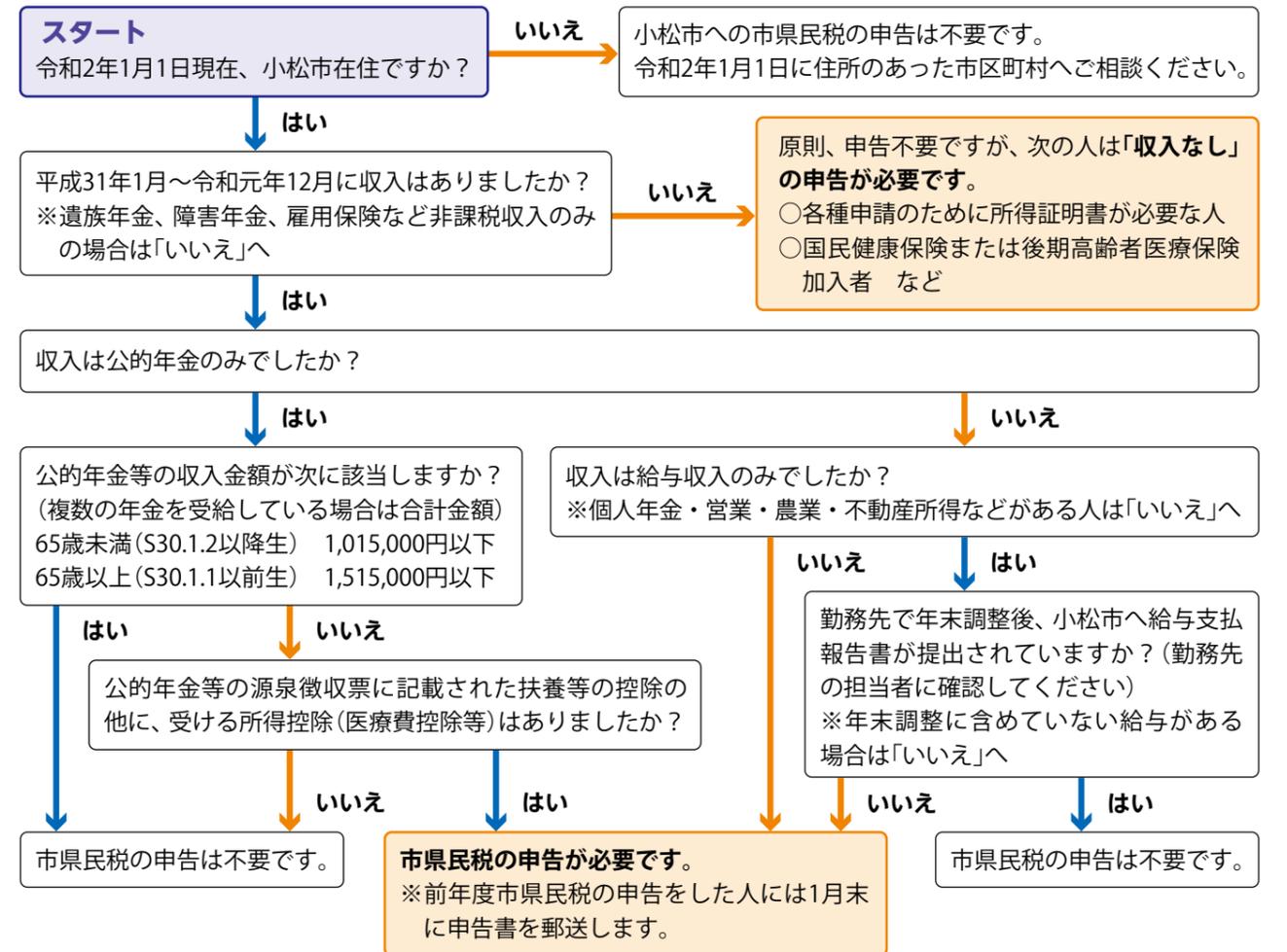
所得税の確定申告が必要な人

- 給与所得者で
 - ①給与収入が2,000万円を超える人
 - ②給与以外の所得が20万円を超える人
 - ③2カ所以上の給与があり、主たる給与以外の収入金額と他所得が20万円を超える人
- 年金所得者で
 - ①公的年金などの収入が400万円を超える人
 - ②公的年金以外の所得が20万円を超える人
- 営業・農業・不動産などの所得がある人
- 土地・建物・株式などの譲渡所得があり、所得税を納める必要がある人
- 生命保険返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある人
- 所得税が源泉徴収されており、各種控除により還付を受けたい人(雑損控除・医療費・寄附・住宅ローンなど)

など

市県民税の申告が必要な人

確定申告をする必要がない人でも、令和2年1月1日現在小松市に居住している人は原則として「市県民税の申告」が必要です。次のフローチャートに沿って、申告が必要かどうか確認してください。※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告の必要はありません。



24時間いつでもどこでも 待ち時間なし

確定申告

パソコン・スマートフォンで確定申告!

申告は便利な e-Taxで

国税に関する申告などの各種手続きをインターネット上で行えるe-Tax(電子申告)。マイナンバーカードとICカードリーダーライタ(マイナンバーカード対応のスマートフォンでも可)または「ID・パスワード」があれば、パソコンやスマートフォンから申告ができます。

スマートフォンで申告する方法

STEP1 作成コーナーへアクセス

インターネットで「確定申告」と検索、または右記のQRコードからアクセス



STEP2 提出方法などを選択

- ① e-Tax(マイナンバーカード方式)…マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを持っている人(利用するアプリのインストールが必要です)
- ② e-Tax(ID・パスワード方式)…税務署で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」を持っている人(発行を希望する人は、税務署へ本人確認書類を持って行ってください)



STEP3 金額などを入力

STEP4 e-Taxで送信。もしくは印刷して税務署へ提出(郵送など)。

e-Tax相談窓口のご案内

操作方法などが分からない場合は、国税庁e-Taxサイト内「よくある質問」コーナーや、電話相談などをご活用ください。

☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901(月～金曜日9時～17時※1月14日からは20時まで)

マイナンバーカードを取得しよう

必要書類を受付窓口まで持参して申請してください。

申請から
1～2カ月かかります



■必要書類

- ①通知カード及び個人番号カード交付申請書(申請時に回収)
- ②本人確認書類(原本)
 - ・運転免許証、パスポートなどから1点
 - ・健康保険証、介護保険証、通帳などから1点
 - ※現在の住所と異なるものや有効期限切れのものは無効
- ③住民基本台帳カード(持っている人のみ回収)
- ④顔写真(縦4.5cm×3.5cm、6カ月以内に撮影されたもの)
 - ※受付窓口にて無料で撮影することもできます。

■受付窓口

- 市民サービス課、南部行政サービスセンター 8時～18時30分(土・日曜日、祝日を除く)
- 小松駅前行政サービスセンター 9時30分～19時(水曜休み。水曜日が祝日の場合は、翌日が休み)

☎ 市民サービス課 ☎24・8064

問い合わせ 【市県民税の申告】 税務課市民税担当 ☎24・8030
【所得税の確定申告】 小松税務署 ☎22・1171(代表)

医療費控除

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。あらかじめ記入して申告会場へ持参してください。また医療費控除を受ける人は、セルフメディケーション税制を受けることができません。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
※医療費通知の再発行については、加入している保険者にお問い合わせください。

セルフメディケーション税制 **セルフメディケーション 税 控 除 対 象**

健康診査などを受けている人が、特定の市販医薬品を12,000円以上購入した場合にその超過金額(上限：88,000円)について医療費控除(特例)を受けられるものです。

■医療費控除の明細書の記入例

国税太郎さんの例
(生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	A病院 診療	6,000円	①
5/28	A病院 診療	3,400円	①
	B薬局 医薬品	700円	②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	C病院 診療	3,300円	④
	医薬品	1,100円	

・医療を受けた人
・病院、薬局
ごとに医療費を合計して記載。

平成令和 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____ 氏 名 _____

1 医療費通知に関する事項

2 医療費(上記1以外)の明細

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
国税太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400 円 ①
同上	B薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700 円 ②
国税花子	C病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400 円 ③

控除に関するそのほかのお知らせ

■医療費控除に伴うおむつ代の確認書

要介護認定を受けている人の昨年中に使用したおむつ代について、医療費控除を申告する場合は「確認書」の発行を申請してください。

対象 要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人のうち主治医意見書から次の3点全てが確認できる人

- ①昨年中に記載されていること(ただし、現に受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した該当年に主治医意見書が発行されていない場合は、平成30年中のものでも認められる)
 - ②寝たきりの状態にあること
 - ③尿失禁が起こる可能性があること
- ※確認書が発行できない場合は、従来どおり医師におむつ使用証明書を記載してもらってください。

☎ 長寿介護課 ☎24・8053

■要介護認定者の障害者控除

障害者手帳を持っていなくても、介護保険の認定を受けている人は「障害者控除対象認定証」の交付を受けることで、障害者控除または特別障害者控除を申告できる場合があります。なお、既に障害者控除対象者認定書を持っている人は、認定区分が変更または消滅するまで有効です。

対象 市内に在住する65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の人で、認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人

申請方法 長寿介護課、小松駅前行政サービスセンター、南部行政サービスセンターにある申請書を提出してください。申請時に申請者の印鑑が必要です。審査の後、郵送で結果をお知らせします。

※認定を受けた人は、税の申告時に障害者控除対象者認定書を持参し、手続きを行ってください(認定されている場合でも、非課税などで税の還付を受けられないことがあります)。